



ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭の健康な生活の保持と経済的負担の軽減を目的とした医療制度で、医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。

○対象になるのは？

【1】ひとり親家庭の就労する父または母と扶養されている18歳以下の児童

【2】両親のいない18歳以下の児童

※児童を扶養する人の前年の所得に所得税が課税されていないことを要件とし、所得税は、年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ分の廃止前の算定方法で計算した額で判定します。

ただし、父または母が未就労者であっても以下の場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。

- ・求職活動や就労に向けた活動を行っている場合
- ・職業能力向上のために職業訓練校等に在籍している場合
- ・傷病により長期間（おおむね1ヶ月以上）在宅での安静または入院が必要な場合
- ・親族が長期間の傷病や要介護状態により、ひとり親等が介護を行う必要がある場合

○助成の内容は？

医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。

※食事代と保険適用外（差額ベッド代、病衣代など）は対象になりません。

○助成を受けるためには？

①税務町民課に申請し、「ひとり親家庭等医療証」の交付を受けてください。

【交付申請時の持ち物】

- ・受給者全員の保険資格のわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）
- ・父母が就労していることが確認できるもの（上記保険資格のわかるもの、就労証明書など）※父母が未就労の場合の必要書類は、お問合わせください。

②医療機関等を受診の際は、必ずマイナ保険証等と「ひとり親家庭等医療証」を一緒に提示してください。（提示がないと助成を受けられない場合があります。）

住所・氏名・保険資格が変わったときは届出が必要です。

お問合わせは、役場税務町民課 国保医療係まで 電話 62-2291